

# 介護予防・日常生活総合支援事業

「最近足腰が弱ってきたような気がする」「家事をするのがしんどくなってきた」

「どこにも出かける場所がなく、家にこもりがち」

介護予防・日常生活総合支援事業は、

**そんな方に主体的に介護予防に取り組んでいただくためのサービスです**

チェックリストに該当する方には、さまざまなサービスを受けられる可能性があります。チェックリスト非該当だった方にも、「一般介護予防」のサービスをご利用いただけますが、ここではチェックリストに該当した方のサービス利用について説明します。

## チェックリスト判定

燕市役所長寿福祉課窓口  
地域包括支援センター  
へご相談ください。



申請に必要なもの

- チェックリスト
- 介護保険被保険者証

チェックリストに  
該当したら…

## 相談と ケアプランの作成



地域包括支援センター職員  
または居宅介護支援事業所  
のケアマネージャーが相談  
にのり、ケアプランの作成  
を行います。

「介護保険  
被保険者証」  
「負担割合証」  
の送付



“事業対象者”の記  
載と、チェックリス  
トの有効期間が記載  
された『介護保険者  
証』と、1割～3割  
の自己負担割合が記  
載された『負担割合  
証』がお手元に送付  
されます。

## サービス利用

目標を持って  
自立した生活を続けましょう！！



くわしくは内側と裏面の  
サービス一覧をご覧ください